

広島県告示第八百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年十二月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年九月二日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 貝野地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市円一町の国土地理院四等三角点「沼田川」（北緯三四度二三分二一秒〇九九一、東経一三三度〇五分二七秒七〇六一、標高四・五二メートル）

基点一 基準点から一七〇度〇〇分一二秒の方向一、〇五五・三九メートルの点

基点二 基点一から二七〇度二六分四二秒の方向五二八・〇三メートルの点

2 沼田川地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市円一町の国土地理院四等三角点「沼田川」（北緯三四度二三分二一秒〇九九一、東経一三三度〇五分二七秒七〇六一、標高四・五二メートル）

基点一 基準点から一一六度一〇分一二秒の方向六五・七八メートルの点

基点二 基点一から一九二度二三分一秒の方向三七五・二二メートルの点

基点三 基準点から二六九度五六分五八秒の方向一、五九三・六六メートルの点

基点四 基点三から三五九度二九分五八秒の方向三一八・七六メートルの点

3 西野川・三原内港・和久原川

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線、基点三から基点四を水際線で結んだ線、基点四から基点五を結んだ線、基点五から基点六を水際線で結んだ線、基点六から基点七を結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市広友町の国土地理院四等三角点「広友公園」(北緯三四度二三分五
五秒七五三〇、東経一三三度〇五分四三秒九八八九、標高一五・二メートル)

基点一 基準点から二〇四度三六分四四秒の方向七三八・〇メートルの点

基点二 基点一から一一五度五三分四一秒の方向一六七・〇メートルの点

基点三 基点二から一九一度一九分二二秒の方向三七二・〇メートルの点

基点四 基準点から二六九度〇五分一九秒の方向一、八一・六七メートルの点

基点五 基点四から四五度一二分一三秒の方向五二・九九メートルの点

基点六 基準点から二五五度〇三分三八秒の方向七〇五・四メートルの点

基点七 基点六から九二度二七分二五秒の方向七二・八七メートルの点

二 重要港湾尾道系崎港放置等禁止物件

1 貝野地区

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物

2 1以外の地区

全ての船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物